山口県青少年問題協議会設置条例(昭和28年山口県条例第57号)

(設置)

- 第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、山口県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (委員)
- 第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第3条 会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員 が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の二分の一以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

- 第5条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

(幹事)

- 第6条 協議会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (平成12年条例第49号)
- この条例は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成18年条例第7号)
- この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)